

# 保険料の計算方法（令和7年度）



## ■所得の低い人の軽減措置

均等割額は、世帯（被保険者および世帯主）の所得状況に応じて、7割、5割、2割が軽減されます。

## ■被扶養者であった人の軽減措置

後期高齢者医療保険加入前に健保組合、船員保険、共済組合などの被扶養者であった人は、資格取得後、2年間に限り、所得割額はかからず、均等割が5割軽減されます。

軽減割合	均等割金額
7割	17,100円
5割	28,500円
2割	45,600円